

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人施福会

策定日：令和 8 年 8 月 26 日

全ての職員が仕事と家庭を両立することにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までの 5 年間

2. 現状と課題

- (1) 当法人では、正職員 50 名の内 35 名 70.0%、契約職員 54 名の内 44 名 83.0%、嘱託職員 13 名の内 12 名 92.3%を女性が占め、女性の管理職（副主任、主任、課長補佐、課長、所長）は、管理職 29 名の内 19 名 65.5%が活躍しています。
- (2) 現在、1 名の正職員が、令和 8 年 2 月に子供が生まれても離職することなく、育児休業制度を利用して子供が 1 歳になるまで休業を申し出ています。1 年後に復職予定。
- (3) 男性職員は、過去に、育児休業を申し出た者はいません。又、この 2 年間で配偶者が出産した男性職員はいません。

3. 目標と取組内容

〈次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法〉

【目標 1】令和 13 年 8 月 31 日までに、男女共に仕事と家庭の両立支援に関する制度を利用しやすい環境を整え、男性の育児休業については、1 人以上の取得を目指す。

〔育児休業取得率〕

職員区分	出産した者	育児休業取得者	取得率
女性	1 名	1 名	100%
男性	配偶者の出産なし	0 名	0%

〈取組内容〉

- (1) 令和 8 年 9 月 1 日から、育児・介護休業法に基づく育児休業等諸制度をイントラネット上で何時でも閲覧できるようにして、全職員に周知する。
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日から、妊娠、出産に対して気兼ねなく休暇を取得したり、希望する時間に帰宅したりすることができるよう職場全体で休暇を取りやすい環境づくりに努める。

〈次世代育成推進法〉

【目標 2】 令和 13 年 8 月 31 日までに、フルタイム労働者の 1 か月あたりの月平均所定外労働時間を 1.5 時間未満とする。

[職員の各月ごとの平均残業時間数（健康管理時間）の状況]

月平均所定外労働時間 1.7 時間

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
平均時間	2.6	0.8	1.4	1.4	1.8	1.2

月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平均時間	1.3	0.9	1.7	1.5	1.3	2.9

〈取組内容〉

- (1) 令和 8 年 9 月 1 日から、ノー残業デーを、毎週水曜日に設定する。
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日から、年次有給休暇を 10 日以上取得していない職員をゼロにする。

〈次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法〉

【目標 3】 令和 13 年 8 月 31 日までに、不妊治療を受ける職員への配慮を周知徹底する。

〈取組内容〉

- (1) 令和 8 年 9 月 1 日から、半日単位、時間単位有給休暇制度（年間 5 日）の周知を徹底する。
- (2) 令和 8 年 9 月 1 日から、申込者の時間外労働の制限を周知する。

〈女性活躍推進法〉

【目標 4】 令和 13 年 8 月 31 日までに、女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報をし浸透を図る。

〈取り組み内容〉

令和 8 年 9 月 1 日から、女性が活躍できる職場であることについて、ホームページやハローワークへの求人票に法人理念等を記載する。

以上